

中国放送 ガバナンス指針

第1章 総則

(目的)

第1条 本指針は、株式会社中国放送（以下、「当社」という。）が、放送事業の公共性及び社会的責任を深く認識し、信頼される企業として持続的に発展するため、そのガバナンスの基本的な考え方及び枠組みを定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 当社は、次の事項をガバナンス確保の基本理念とし、全ての役員及び従業員がこれを遵守する。

1. 放送の公共性及び社会的使命を追求し、国民の「知る権利」に奉仕する。
2. 法令、定款、社内規程、及び倫理規範を遵守し、高い透明性と倫理観をもって事業活動を行う。
3. 公正かつ健全な企業風土を醸成し、全てのステークホルダーの期待に応える。
4. 地域社会の文化・経済の発展に寄与するとともに、災害放送や放送のアクセシビリティ向上を通じて、すべての人々に情報を届ける責任を果たす。

第2章 経営の監督と体制

(取締役会の役割と責務)

第3条 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、以下の役割と責務を負う。

1. 放送の公共性を踏まえた経営方針及び戦略を確認し、その実行を監督する。
2. 内部統制及びコンプライアンス体制、並びに危機管理体制の整備状況を監督する。
3. 放送事業における編成の自由及び自主性の確保に関する体制を整備する。

(独立社外取締役の役割)

第4条 当社は、経営の透明性及び客観性の確保のため、独立性基準を満たした社外取締役を設置し、社外取締役は、取締役会の意思決定及び業務執行に対して、独立かつ客観的な立場から助言及び監督を行う。

(監査役の役割)

第5条 監査役は、独立した立場から取締役の職務執行を監査し、その適法性及び妥当性を検証する。

第3章 コンプライアンス・倫理の徹底

(コンプライアンスの徹底)

第6条 役員及び従業員は、事業活動を行う全ての局面において、関連法令及び社内規程を遵守し、高い倫理観をもって行動する。

(人権尊重と多様性)

第7条 当社は、「中国放送 人権方針」に基づき、人権を尊重し、人種、性別、信条、社会的身分等に基づくあらゆる差別及びハラスメントを許容しない。

- 2 当社は、役職員の多様な個性及び能力を尊重し、公正な機会を提供する。
- 3 当社は番組制作に関わる製作会社、出演者等に対しても、放送事業に携わるすべての人の人権が守られる環境を、対話を通じて構築する。

(通報・相談体制の整備)

第8条 当社は、内部通報制度規程を定め、法令違反、倫理違反その他の不正行為等に関する通報及び相談窓口（内部通報制度）を整備・運用する。

- 2 通報者の保護を徹底し、通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止する。

第4章 危機管理と情報開示

(危機管理体制)

第9条 当社は、放送事故、大規模災害、不祥事等の危機発生に備えた体制（事業継続計画（BCP）及び危機管理マニュアル等）を整備し、訓練を定期的実施する。

2. 危機発生時には、経営陣が迅速かつ適切な対応を取り、被害の拡大防止及び信頼回復に努める。

(情報開示と透明性)

第10条 当社は、経営状況、財務情報、事業活動等に関する情報を、関係法令に基づき、適時かつ適切に開示する。

2. 視聴者・国民の信頼確保のため、放送の公共性に関連する情報についても、可能な範囲で積極的に開示し、ステークホルダーとの対話を通じて透明性を高める。

第5章 評価と見直し

(継続的な改善)

第11条 当社は、本指針の運用状況及び実効性について、少なくとも年1回、取締役会において検証を行う。

2. 取締役会は、前項の検証結果に基づき、ガバナンス体制の改善や本指針の見直し等、必要な措置を講じる。

(公表)

第12条 本指針は、当社のウェブサイト等を通じて公表する。

2. 前条に基づく検証結果及び取り組み状況についても、年1回、当社のウェブサイト等を通じて公表する。

2026年5月1日

株式会社中国放送

代表取締役社長 宮迫 良己